

阿賀野市告示第125号

阿賀野市入札監視委員会運営要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年4月23日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市入札監視委員会運営要領の一部を改正する要領

阿賀野市入札監視委員会運営要領（平成19年阿賀野市告示第187号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「130万円以下の工事」を「200万円以下の工事、100万円以下の設計委託業務」に改める。

第4号様式中「130万円を超える工事」を「200万円を超える工事、100万円を超える設計委託業務」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月23日から施行し、改正後の阿賀野市入札監視委員会運営要領の一部を改正する要領の規定は、令和7年4月1日から適用する。